

都市再生機構住宅を公共住宅として存続させることを求める意見書

野田内閣は1月20日、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を閣議決定した。この決定の中で独立行政法人都市再生機構住宅については、「業務の見直し、分割、再編、スリム化を内閣府に設置する有識者による検討の場で検討し、本年度中に方向性について結論を得ること」とし、さらに「全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得る」としている。

閣議決定の直前に行政刷新会議で決定した「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」では、都市機構を特殊会社化することと、「特殊会社化に当たっては、本法人の住宅の居住者の居住の安定を維持する必要があるため、これを踏まえた「移行プロセス」に言及している。このことは特殊会社化が居住者に多大な影響を及ぼし、居住者の居住を損なうおそれがあると認めているものである。

都市機構住宅は、もともと日本住宅公団として出発し、統廃合を3度繰り返し、2004年から独立行政法人都市再生機構となっている。しかし都市機構住宅は絶えず「行政改革」の目玉にされ、民営化の嵐にさらされたが、その都度市議会で意見書を関係各方面に提出して、公共住宅として半世紀にわたって続いてきたかけがえのない公共住宅である。

居住者の実態は、2011年（平成23年9月）に自治会が実施した団地の生活と住まいアンケート調査では、世帯主60歳以上が72%を占め、世帯収入251万以下が38%に達している。今後の住まいは60%の世帯が住み続けたいとし、公営住宅に住みかえ希望世帯が19%で、公共住宅に住みたいとする世帯は79%あり、安心して住める公共住宅へ住み続けたいとしている。

よって狛江市議会は政府等に対し、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 都市機構住宅が果たしている役割と居住者の生活実態，また居住者の居住の安定確保に関する国会決議等を十分に踏まえ，特殊会社化にせず政府が直接関与する公共住宅として維持存続させること。
- 2 都市機構住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていること，及びこれまでの国会附帯決議等を十分踏まえて，居住者の居住の安定策を推進すべきであること。
- 3 政府は，公共住宅の役割を明確にするとともに，民間・公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年（2012 年）3 月 26 日

東京都狛江市議

平成 24 年 3 月 26 日 原案可決

提出先	内閣総理大臣	行政改革担当大臣	国土交通大臣
	独立行政法人	都市再生機構理事長	衆議院議長
	参議院議長		